

長野県農業再生協議会 総会 次第

日 時：平成 29 年 3 月 22 日（水）

14：15～15：15

場 所：JA長野県ビル12階 12D会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人の選任及び書記の任命

5 報告事項

(1) 平成 29 年産米の生産数量目標について

(2) 平成 28 年度事業実施状況等について

6 協議事項

第 1 号議案 役員の選任について

第 2 号議案 規約の改正（案）について

第 3 号議案 平成 29 年度事業計画（案）について

第 4 号議案 平成 29 年度一般会計及び特別会計収支予算（案）について

第 5 号議案 平成 29 年度担い手・農地部会の借入金の最高限度額及び借入先の承認
について

7 その他

8 閉 会

平成29年産米の生産数量目標について

(平成28年12月22日現在)

地域協議会	数 量 (トン) ①	単 収 (kg/10a) ②	面 積 (ha) ③=①/②	自主的取 組参考値 (トン)
小諸市	3,979	646	616	3,968
佐久市	14,633	666	2,197	14,593
小海町	342	594	58	341
佐久穂町	1,619	612	265	1,615
川上村				0
南牧村	100	522	19	100
南相木村	17	528	3	17
北相木村	22	526	4	22
軽井沢町	99	581	17	99
御代田町	713	619	115	711
立科町	2,316	673	344	2,310
上田市	9,600	608	1,579	9,574
東御市	4,055	631	643	4,044
長和町	1,421	586	242	1,417
青木村	701	588	119	699
岡谷市	437	627	70	436
諏訪市	2,161	653	331	2,155
茅野市	5,339	643	830	5,324
下諏訪町	109	625	17	109
富士見町	2,840	616	461	2,832
原村	2,114	612	345	2,108
伊那市	11,996	644	1,863	11,963
駒ヶ根市	4,677	632	740	4,664
辰野町	1,672	621	269	1,667
箕輪町	2,290	638	359	2,284
飯島町	3,108	627	496	3,100
南箕輪村	1,521	654	233	1,517
中川村	1,391	622	224	1,387
宮田村	1,394	630	221	1,390
南信州	11,191		1,837	11,160
飯田市	4,266	617	691	4,254
松川町	973	623	156	970
高森町	1,261	623	202	1,258
阿南町	840	590	142	838
阿智村	822	595	138	820
平谷村	27	463	6	27
根羽村	160	575	28	160
下條村	581	607	96	579
売木村	233	582	40	232
天龍村	82	510	16	82
泰阜村	254	576	44	253
喬木村	704	622	113	702
豊丘村	793	620	128	791
大鹿村	195	552	35	194

地域協議会	数 量 (トン) ①	単 収 (kg/10a) ②	面 積 (ha) ③=①/②	自主的取 組参考値 (トン)
木曽	1,914		355	1,909
木曽町	700	507	138	698
上松町	222	534	42	221
南木曽町	440	574	77	439
木祖村	183	552	33	183
王滝村	67	529	13	67
大桑村	302	571	53	301
松本市	17,351	651	2,665	17,304
塩尻市	3,587	644	557	3,577
安曇野市	19,191	643	2,985	19,139
麻績村	771	636	121	769
生坂村	334	623	54	333
山形村	637	640	100	635
朝日村	291	599	49	290
筑北村	1,124	630	178	1,121
大町市	8,607	621	1,386	8,584
池田町	3,177	644	493	3,168
松川村	4,439	644	689	4,427
白馬村	2,437	555	439	2,430
小谷村	762	537	142	760
長野市	8,088	555	1,457	8,066
須坂市	1,034	590	175	1,031
千曲市	2,489	541	460	2,482
坂城町	780	552	141	778
小布施町	568	591	96	566
高山村	557	582	96	556
信濃町	2,975	618	481	2,967
飯綱町	2,724	618	441	2,717
小川村	222	511	43	221
中野市	2,720	566	481	2,713
飯山市	6,589	569	1,158	6,571
山ノ内町	503	575	87	502
木島平村	2,108	569	370	2,102
野沢温泉村	896	563	159	894
栄村	1,135	515	220	1,132
合計	189,867		30,597	189,350

県再生協 地方部	数 量 (トン)	面 積 (ha)	自主的取 組参考値 (トン)
佐 久	23,840	3,638	23,776
上 小	15,777	2,583	15,734
諏 訪	13,000	2,055	12,964
上伊那	28,049	4,404	27,972
下伊那	11,191	1,837	11,160
木 曽	1,914	355	1,909
松 本	43,286	6,708	43,168
北安曇	19,422	3,150	19,369
長 野	19,437	3,391	19,384
北 信	13,951	2,476	13,914
合計	189,867	30,597	189,350

平成 28 年度事業実施状況等について

米・戦略作物部会

平成27年度数値は実績、平成28年度数値は平成28年 7 月末集計（平成28年11月1日農林水産省公表）

1 交付金別作付申請件数及び面積

区 分	米の 直接支払交付金	水田活用の 直接支払交付金	畑作物の 直接支払交付金	備 考
H28 年度	24,363件 19,984ha	13,692件 8,506ha	1,208件 7,548ha	水田活用及び畑作物 の直接支払交付金の 作物別面積等の内訳 は 2、3 のとおり。
H27 年度	25,542件 20,441ha	12,175件 8,088ha	1,108件 7,271ha	
比 較	▲1,179件 ▲457ha	1,517件 418ha	100件 277ha	

2 水田活用の直接支払交付金の作物別作付申請面積

(単位：ha)

区分	麦	大豆	飼料 作物	米粉 用米	飼料 用米	WCS 用稲	加工 用米	そば	なたね
H28 年度	2,427	1,502	593	13	348	250	788	2,584	1
H27 年度	2,325	1,408	522	35	370	238	740	2,448	2
比 較	102	94	71	▲22	▲22	12	48	136	▲1

3 畑作物の直接支払交付金の作物別作付申請面積

(単位：ha)

区分	麦	大豆	そば	なたね
H28 年度	2,634	1,626	3,270	18
H27 年度	2,582	1,494	3,165	30
比 較	52	132	105	▲12

4 収入減少影響緩和交付金の申請状況

(単位：件、ha)

区分	件数	申 請 面 積			
		計	米	麦	大豆
H28 年度	1,476	13,591	9,940	2,408	1,243
H27 年度	1,527	13,281	9,682	2,328	1,271
比 較	▲51	310	258	80	▲28

2 経営所得安定対策及び新たな米政策等の推進について

(1) 米政策に係わる市町村・JA等担当者会議

- ・日時 平成28年11月10日(木) 13:30~16:00
- ・場所 長野市 アークスホール
- ・内容 第2次補正予算で措置された水田活用の直接支払交付金について
平成30年産以降の米政策の推進について

(2) 水田農業経営所得安定対策研修会

- ・日時 平成29年1月30日(水) 10:30~16:30
- ・場所 安曇野市 安曇野スイス村サンモリッツ 大ホール
- ・内容 産地パワーアップ事業について
平成29年度米政策の推進及び平成30年産以降の米政策の推進について
平成29年度経営所得安定対策等の推進について
平成29年度担い手の経営発展に向けた取組について 等

(3) 水田農業の効率的生産体系及び需要に応じた米づくり研修会

- ・日時 平成29年2月16日(木) 13:30~17:00
- ・場所 長野市 バスターミナル会館
- ・内容 水田農業の効率的生産体系及び需要に応じた米づくり 等

(4) 経営所得安定対策推進パンフレット等の作成

- ・「飼料用米の生産支援と栽培ポイント」(作成部数18,000部)
- ・「経営所得安定対策と米政策」(作成部数3,560部)
- ・「30年産以降の米政策どうなるの」(作成部数60,000部)

3 米粉の普及推進について

(1) 米粉製品消費拡大支援

- ・県内イベントにおける米粉普及PR活動の実施及び関係事業者への情報提供

(2) 学校給食における米粉導入支援

- ・平成27年度米粉利用状況調査
- ・新たな米粉利用啓発
平成29年3月16日(木) 会場:県庁
平成29年3月23日(木) 会場:県庁

4 需要に応じた米づくり(経営所得安定対策・需給調整)に関する意見交換等

- (1) 需要に応じた米生産に関する意見交換【静岡県、茨城県、岐阜大学】
- (2) 視察研修【秋田県立大学等、平成28年7月3日(日)~5日(火)】
- (3) 視察研修【滋賀県フクハラファーム等、平成28年12月19日(月)~20日(火)】

平成 28 年度 事業実施状況

担い手・農地部会

1 担い手の経営管理能力向上等支援関係

実施項目	実施時期	実施場所等	参加者等
(1) 人・農地問題解決促進研修会	7月21日	安曇野市 「安曇野スイス村サマリッ」	120名
(2) 農業経営管理能力向上セミナー	12月8日(第1回) 1月19日(第2回) 2月15日(第3回)	塩尻市 「県総合教育センター」	55名 40名 30名
(3) 集落営農経営発展支援研修会	8月31日(第1回) 11月8日(第2回)	安曇野市 「安曇野スイス村サマリッ」	100名 125名
(4) 一般企業農業参入セミナー	8月9日	安曇野市 「安曇野スイス村サマリッ」	90名
(5) 農業経営コンサルタントの派遣	4月～2月	実派遣コンサルタント 5名 延べ派遣回数 13回	総対象者数 152名
(6) 専門アドバイザーの派遣	4月～9月	実派遣アドバイザー 2名 延べ派遣回数 5回	総対象者数 85名
(7) 女性農業者活動支援事業 ①女性農業経営者能力向上支援事業 ②若手女性農業者連携活動支援事業	年間 "	実施団体数 3団体 " 6団体	
(8) 担い手情報紙 「担い手・農地だより」の発行	8・2月 (2回発行)	市町村協議会から認定 農業者等配布	配布数 各6,500部

2 農地の利用集積、遊休農地対策関係

実施項目	実施時期	実施場所等	参加者等
(1) 耕作放棄地再生利用対策交付金の交付	毎月	(1月交付決定まで) ・20地域協議会 ・再生利用面積 27.29ha ・交付決定額 58,347,654円	
(2) 遊休農地対策実務者研修会	7月28日	安曇野市 「安曇野スイス村サマリッ」	120名
(3) 遊休農地活用功績者表彰事業 ・現地調査及び審査会	現地調査:6ヶ所 12月12日～16日 (4日間) 審査会:1月6日	応募推薦件数 6件 ・県知事賞 (株)ファームかずと ・農業会議会長賞 明科地域の農業を守る会 ・農協中央会会長賞 長沼林橋生産組合ぼんど童 ・再生協会会長賞 モアーク農産株式会社長野たてしな 農場 株式会社ジェイエグリーン農業経営部 ・信州の田畑を耕そう!連絡会会長賞 斑尾ぼたんこしょう保存会	
(4) 遊休農地活用シンポジウム	2月9日	長野市 「長野市若里市民文化ホール」	350名

平成 28 年度 事業実施状況

野生鳥獣被害対策部会

1 平成 25・26 年度 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業関連書類の保管

関係書類名	保管場所	保存期限	備考
農業再生協議会(野生鳥獣対策部会) 振込受付書つづり	長野県森林組合連合会	5年 (平成32年3月まで)	出納帳・通帳
農業再生協議会関係つづり	長野県森林組合連合会	5年 (平成32年3月まで)	
平成26年度 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金①	鳥獣対策・ジビエ振興室	5年 (平成31年3月まで)	計画・内示・交付決定・確定・支払
平成26年度 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金②-1	鳥獣対策・ジビエ振興室	5年 (平成32年3月まで)	計画・内示・交付決定・確定・支払・返還
平成26年度 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金②-2	鳥獣対策・ジビエ振興室	5年 (平成31年3月まで)	計画・内示・交付決定・確定・支払
平成25年度 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金①	鳥獣対策・ジビエ振興室	5年 (平成30年3月まで)	計画・内示・交付決定・確定・支払
平成25年度 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金②	鳥獣対策・ジビエ振興室	5年 (平成30年3月まで)	計画・内示・交付決定・確定・支払
平成25年度 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金③-1	鳥獣対策・ジビエ振興室	5年 (平成30年3月まで)	計画・内示・交付決定・確定・支払
平成25年度 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金③-2	鳥獣対策・ジビエ振興室	5年 (平成30年3月まで)	計画・内示・交付決定・確定・支払
農業再生協議会関係つづり	鳥獣対策・ジビエ振興室	5年 (平成32年3月まで)	

第1号議案

長野県農業再生協議会の役員選任について

1 役員の選任等に関する規程について

長野県農業再生協議会規約 (抜粋)	
第2章 会員等 (県協議会の会員)	
第5条 県協議会は、別紙1に掲げる者をもって構成する。 2 会員の他にオブザーバーを置くことができる。	
第3章 役員等 (役員の定数及び選任)	
第7条 県協議会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 監事 2名 2 前項の役員は、第5条第1項に規定する会員の代表者の中から総会において選任する。 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。	
(役員の職務)	
第8条 会長は県協議会を代表し、その業務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。 (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。 (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。 (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。	
(役員の任期)	
第9条 役員の任期は、1年とする。 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。	
(任期満了または辞任の場合)	
第10条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。	

2 役員の選任

役員	氏名	備考
副会長		
監事		

第2号議案

長野県農業再生協議会規約等の一部改正(案)について

1 規約等の一部改正

(1) 改正する理由

中山間地農業振興部会の新設等に伴う改正

(2) 改正する事項

改 正 後	現 行
長野県農業再生協議会規約 平成16年3月18日 制 定 平成23年3月24日 一部改正 平成23年9月21日 一部改正 平成25年3月8日 一部改正 平成25年5月29日 一部改正 平成26年2月27日 一部改正 平成27年2月12日 一部改正 平成29年3月22日 一部改正 第1条～第2条 略 (目的) 第3条 県協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保、鳥獣被害防止緊急捕獲等事業の推進、<u>中山間地の農業農村振興</u>等に資することを目的とする。 (事業) 第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1)～(11) 略 (12) <u>中山間地域の農業農村振興に関すること</u> (13) その他前条の目的を達成するために必要なこと。 2 県協議会は、前項に関する業務の一部を委託して実施することができる。 第5条～第19条 略 (部会の構成等) 第20条 県協議会の業務を円滑に行うため、米・戦略作物部会、担い手・農地部会、野生鳥獣被害対策部会及び<u>中山間地農業振興部会</u>を置く。 2～5 略 (部会の機能) 第21条 1～5 略 6 <u>中山間地農業振興部会は総会の決定に基づき、次の各号に掲げる事項を協議する。</u> (1) <u>中山間地農業ルネサンス事業等の推進に関すること。</u> (2) <u>中山間地の農業農村の活性化に関すること。</u> (3) <u>その他第3条の目的を達成するために必要なこと。</u> 7 部会に係る総会に付議すべき事項は、各部会の決定を経るものとする。 第22条～第34条 略 (地方部の構成等) 第35条 県協議会の業務を円滑に推進するため、<u>県地域振興局段階に県協議会地方部</u>(以下、「地方部」という。)を置く。 2～4 略 (地方部の機能) 第36条 地方部は、次の各号に掲げる事項を執行する。 (1)～(10) 略 (11) <u>中山間地域の農業振興に係る事務</u> (12) その他第3条の目的を達成するために必要な事務 2 略 第37条 略 附 則 1～11 略 12 この規約は、平成29年4月1日から施行する。	長野県農業再生協議会規約 平成16年3月18日 制 定 平成23年3月24日 一部改正 平成23年9月21日 一部改正 平成25年3月8日 一部改正 平成25年5月29日 一部改正 平成26年2月27日 一部改正 平成27年2月12日 一部改正 第1条～第2条 略 (目的) 第3条 県協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保、鳥獣被害防止緊急捕獲等事業の推進等に資することを目的とする。 (事業) 第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1)～(11) 略 (12) その他前条の目的を達成するために必要なこと。 2 県協議会は、前項に関する業務の一部を委託して実施することができる。 第5条～第19条 略 (部会の構成等) 第20条 県協議会の業務を円滑に行うため、米・戦略作物部会、担い手・農地部会及び野生鳥獣被害対策部会を置く。 2～5 略 (部会の機能) 第21条 1～5 略 6 部会に係る総会に付議すべき事項は、各部会の決定を経るものとする。 第22条～第34条 略 (地方部の構成等) 第35条 県協議会の業務を円滑に推進するため、<u>県地方事務所段階に県協議会地方部</u>(以下、「地方部」という。)を置く。 2～4 略 (地方部の機能) 第36条 地方部は、次の各号に掲げる事項を執行する。 (1)～(10) 略 (11) その他第3条の目的を達成するために必要な事務 2 略 第37条 略 附 則 1～11 略

改 正 後	現 行
長野県農業再生協議会事務処理規程 平成 16 年 3 月 18 日 制 定 平成 23 年 3 月 24 日 一部改正 平成 23 年 9 月 21 日 一部改正 平成 25 年 3 月 8 日 一部改正 平成 25 年 5 月 29 日 一部改正 平成 26 年 2 月 27 日 一部改正 平成 26 年 5 月 20 日 一部改正 平成 29 年 3 月 22 日 一部改正 第 1 条、第 2 条 略 (事務処理体制) 第 3 条 県協議会規約第 23 条第 3 項の主担当は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 規約第 21 条第 6 項に掲げる中山間地農業振興部会に係る 事務 県農政部農村振興課 (6) (1)～(2)の経理に関する事務 J A 長野県営農センター (7) (3)の経理に関する事務 (一社) 長野県農業会議 (8) (4)の経理に関する事務 長野県森林組合連合会 第 4 条 略 附 則 1～7 略 8 この規定は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。	長野県農業再生協議会事務処理規程 平成 16 年 3 月 18 日 制 定 平成 23 年 3 月 24 日 一部改正 平成 23 年 9 月 21 日 一部改正 平成 25 年 3 月 8 日 一部改正 平成 25 年 5 月 29 日 一部改正 平成 26 年 2 月 27 日 一部改正 平成 26 年 5 月 20 日 一部改正 第 1 条、第 2 条 略 (事務処理体制) 第 3 条 県協議会規約第 23 条第 3 項の主担当は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) (1)～(2)の経理に関する事務 J A 長野県営農センター (6) (3)の経理に関する事務 農業会議 (7) (4)の経理に関する事務長野県森林組合連合会 第 4 条 略 附 則 1～7 略
長野県農業再生協議会文書取扱規程 平成 16 年 3 月 18 日 制 定 平成 23 年 3 月 24 日 一部改正 平成 23 年 9 月 21 日 一部改正 平成 25 年 3 月 8 日 一部改正 平成 25 年 5 月 29 日 一部改正 平成 29 年 3 月 22 日 一部改正 第 1 条～第 4 条 略 (文書管理責任者) 第 5 条 事務処理規程に定める事務の文書管理責任者は、同第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号については J A 長野県営農センター長、同第 3 号、第 7 号については長野県農業会議総務部長、同第 4 及び第 8 号については長野県森林組合連合会指導利用部長、同第 5 号については長野県農政部農村振興課中山間農村係長とする。 2 略 第 6 条～第 16 条 略 (文書番号) 第 17 条 文書番号は次のとおりとする。 (1) 略 (2) 発行名義人が米・戦略作物部会長にあっては〇〇長米戦部第号、担い手・農地部会にあっては〇〇長担部第号、野生鳥獣被害対策部会にあっては〇〇長野部第号、中山間地農業振興部会にあっては〇〇長中部第号 (〇〇は年度) 2、3 略 第 18 条～第 24 条 略 附 則 1～5 略 6 この規定は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。	長野県農業再生協議会文書取扱規程 平成 16 年 3 月 18 日 制 定 平成 23 年 3 月 24 日 一部改正 平成 23 年 9 月 21 日 一部改正 平成 25 年 3 月 8 日 一部改正 平成 25 年 5 月 29 日 一部改正 第 1 条～第 4 条 略 (文書管理責任者) 第 5 条 事務処理規程に定める事務の文書管理責任者は、同第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号については J A 長野県営農センター長、同第 3 号、第 6 号については長野県農業会議総務部長、同第 4 及び第 7 号については、長野県森林組合連合会指導利用部長とする。 2 略 第 6 条～第 16 条 略 (文書番号) 第 17 条 文書番号は次のとおりとする。 (1) 略 (2) 発行名義人が米・戦略作物部会長にあっては〇〇長米戦部第号、担い手・農地部会にあっては〇〇長担部第号、野生鳥獣被害対策部会にあっては〇〇長野部第号 (〇〇は年度) 2、3 略 第 18 条～第 24 条 略 附 則 1～5 略

改 正 後	現 行
長野県農業再生協議会公印取扱規程 平成16年3月18日制 定 平成23年3月24日一部改正 平成23年9月21日一部改正 平成25年3月8日一部改正 平成25年5月29日一部改正 平成27年5月25日一部改正 <u>平成29年3月22日一部改正</u> 第1条、第2条 略 (種類) 第3条 公印の種類は、次のものとする。 (1)～(5) 略 <u>(6) 中山間地農業振興部会長印</u> <u>(7) 長野県農業再生協議会印</u> 第4条～第7条 略 (公印管理責任者) 第8条 公印管理責任者は、事務処理規程第3条第1項第1号、第2号及び第6号についてはJA長野県営農センター長、同第3号、第7号については長野県農業会議総務部長、同第4号及び第8号については長野県森林組合連合会参事、<u>同第5号については長野県農政部農村振興課中山間農村係長とする。</u> 附 則 1～6 略 <u>7 この規定は、平成29年3月22日から施行する。</u>	長野県農業再生協議会公印取扱規程 平成16年3月18日制 定 平成23年3月24日一部改正 平成23年9月21日一部改正 平成25年3月8日一部改正 平成25年5月29日一部改正 平成27年5月25日一部改正 第1条、第2条 略 (種類) 第3条 公印の種類は、次のものとする。 (1)～(5) 略 (6) 長野県農業再生協議会印 第4条～第7条 略 (公印管理責任者) 第8条 公印管理責任者は、事務処理規程第3条第1項第1号、第2号及び第5号についてはJA長野県営農センター長、同第3号、第6号については長野県農業会議総務部長、同第4号及び第7号については長野県森林組合連合会参事とする。 附 則 1～6 略

平成29年度 事業計画 (案)

1 基本方針

国は、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を公表し、農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの生産コスト削減の取組や、米の政策の見直しなどを基本的な考え方とする我が国の農業・農村政策の大きな転換方針を示した。

また、平成28年11月には農業競争力強化プログラム等を決定し、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決し、更なる農家の競争力強化を実現するとしている。

長野県では、平成25年度から「第2期長野県食と農業農村振興計画」に沿って、国が目指す方向性と同様に、将来の本県農業を担う企業的经营体の育成、農地利用の効率化や付加価値の高い農産物の生産による農業所得の向上、人口減少社会の到来や地方創生の動きを踏まえた農村地域の維持・活性化などの課題に対応していくこととしている。

世界情勢は環太平洋経済連携協定（TPP）の締結が米国の離脱により先行きが不透明な状況となり、米国との2国間の自由貿易協定（FTA）交渉の提案や、日本と欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）交渉など、引き続き予断を許さない状況である。

当協議会においては、国や県の新たな施策を積極的に活用し、米の円滑な需給調整や水田農業における所得向上対策をはじめ、高い技術と企業的感觉を備えた経営体の育成、地域の中心となる経営体への農地の利用集積・集約の促進、耕作放棄地の再生活用等による地域農業の構造改革を図るとともに、中山間地の農業・農村振興などに向け、関係者が一丸となって取組を進めることとする。

2 事業計画

(1) 経営所得安定対策の推進

関東農政局長野支局等の関係機関と連携し、制度内容の周知等を行うとともに、ゲタ・ナラシ対策の交付対象者である認定農業者、集落営農、認定就農者への誘導等により制度の加入促進を図る。

ア 制度説明会の開催

イ PR用チラシの作成・配布

ウ 制度加入促進

(2) 経営所得安定対策等の活用による生産振興と水田農業経営における所得向上支援

所得の向上による経営安定を図るため、需要に見合った米づくり、水田を活用した作物の生産振興及び麦・大豆・そば等の畑作物の生産振興を行うとともに、水田農業経営体における規模の拡大や園芸作物等の導入による経営の複合化、生産コストの低減技術の導入等の取組を推進する

特に、米政策が見直される30年産以降の対応については、「平成30年産以降の米政策の推進について（平成28年12月14日長野県農業再生協議会米・戦略作物部会決定）」に基づき、具体的な取組内容等を検討し、平成29年9月を目途に提示する。

ア 米

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の枠組みのもとで、関係機関が連携して需要に即した米づくりを推進する。

(ア) 生産数量目標に応じた生産

(イ) 未達成地域協議会の「行動計画」の策定、実行による過剰作付の解消

- ・ (ウ) 地域間調整による適地適作への誘導
- ・ (エ) 30年産以降の米政策の見直し内容の適切な情報提供

イ 水田フル活用ビジョンに基づく戦略作物等の振興

県及び地域農業再生協議会が策定した水田フル活用ビジョンに基づき、水田を有効活用した戦略作物（麦、大豆、飼料作物、新規需要米等）の生産拡大及び高収益な園芸作物等の地域振興作物の作付拡大、産地づくりを進める。

(ア) 持続的な輪作体系に基づく水田の効率的な活用の推進

(イ) 実需者の需要の掘り起こしと、実需者の求める品種や品質の高い麦・大豆等の生産推進

(ウ) 新規需要米（飼料用米、米粉用米、WCS用稲）の地域における需要掘り起こしと生産拡大

(エ) 産地交付金の有効活用

ウ 畑作振興

(ア) 麦・大豆・そばの実需者及び生産者から、要望に沿った品質、収量の確保

(イ) 新品種の実用化に向けた検討、産地交付金を活用した生産性向上

エ 米・畑作物の収入影響緩和対策（ナラシ対策）

ナラシ対策への加入推進と、積立金の適正管理

(3) 人・農地プラン作成の推進

地域の課題解決に向けた実効性の高い人・農地プランの作成と実現を推進する。

ア 人・農地問題解決促進研修会の開催

7月

イ 人・農地プランの作成見直し支援を通じた農地集積・集約化支援

随時

(4) 企業の農業経営体等の育成

認定農業者等、担い手の企業的な経営感覚や管理能力の向上等により、経営規模の拡大、生産性の向上、法人化、複合化・多角化等の経営発展を推進し、企業の農業経営体の育成を支援する。

また、集落営農の組織化、法人化、経営安定に向け、集落営農推進リーダー等を対象とした研修会の開催、コンサルタントによる個別相談等を実施し、経営実態や発展段階に応じた法人の育成や経営の安定化を支援する。

ア 農業経営管理能力向上セミナーの開催

（財務・税務、労務管理、マーケティング・6次産業化など） 3回（12月、1月、2月）

イ 農業経営コンサルタント派遣による経営改善支援

随時

ウ 専門アドバイザー派遣による経営改善支援

随時

エ 集落営農経営発展支援研修会の開催（法人化促進、経営安定対策など）

11月

オ 農業経営コンサルタント派遣による法人化・経営改善等支援

随時

(5) 担い手への農地利用集積の推進

人・農地プランの実現に向けた取り組みとともに、地域の中心となる経営体への農地の利用集積・集約化と農地や集落機能の維持を図るため、農地中間管理事業や多面的機能支払制度等の活用を支援する。

ア 人・農地プランの作成見直し支援を通じた農地集積・集約化支援（再掲）

随時

イ 農地中間管理事業等の啓発と活用支援

随時

(6) 耕作放棄地再生利用・発生防止活動

耕作放棄地を解消するため、耕作放棄地の再生・利用に向けた活動等を支援する。

ア	遊休農地解消月間の設定	6月
イ	遊休農地再生・活用実務者研修会の開催	9月
ウ	遊休農地活用シンポジウムの開催	2月
エ	遊休農地活用功績者表彰事業の実施	11月～2月
オ	荒廃農地等利活用促進交付金の活用推進	随時

(7) 地域営農の仕組みづくりの推進

担い手等に対する労働力補完体制の整備や一般企業の農業参入を支援するとともに、女性農業者の事業発展活動を促進し、夢ある農業の実践と地域農業の活力向上を図る。また、関係機関・団体との情報共有・連携をさらに進める。

ア	農業労働力補完体制の検討	随時
イ	一般企業農業参入セミナーの開催	8月
ウ	女性農業者活動支援事業の実施	
	女性農業者経営能力向上支援事業(3グループ)	随時
	若手女性農業者連携活動支援事業(10グループ)	随時
エ	情報提供「担い手・農地だより」発行	2回(8・2月)

(8) 中山間地農業の振興

ア 市町村の将来ビジョンに関する支援

農業者や地域住民の意向を踏まえて中山間地の農業振興に向けた自発的な取組の「道しるべ」となる将来ビジョンを市町村が策定するにあたり、協力・助言と、将来ビジョンの実効確保に向けて各種事業の活用促進などの支援を行う。

イ 地域別農業振興計画に関する支援

地域振興局単位に策定する地域別農業振興計画について、地域実情を捉えて、早期に効果が発揮される仕組みや内容の検討と、支援事業の進捗等を踏まえた計画の評価を行う。

ウ 横断的な課題に対する検討

農村地域の活性化や暮らし支援など様々な課題に対し、農業分野としての関わり方などの検討を行う。

平成 29 年度の米政策の推進について

平成28年12月14日
長野県農業再生協議会

1 基本的な考え方

米の需給及び価格の安定を図るため、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の枠組みのもとで、長野県農業再生協議会（米・戦略作物部会）の構成機関が連携して、需要に即応した米づくりや自給率向上を目指し、水田を活用した戦略作物等の生産振興に努めるものとする。

米を取り巻く情勢は、平成28年産米は、作況指数が「103（やや良）」となったものの、全国で飼料用米を中心とした転作が進んだことから、2年連続で過剰作付けが解消され、平成28年産米の在庫見通し（平成29年6月末）は価格安定の適正水準とされる200万トンと見込まれている。一方、米の需要量は、食の多様化や少子・高齢化による人口減少などにより構造的に減少傾向にあること等から、引き続き、生産調整の的確な実施による、需要に見合った米の生産を進めていく必要がある。

国においては、平成30年産以降は、行政による生産数量目標の配分に頼らないで、生産者や集荷業者・団体が需要に応じた生産を行うこととしている。

これらを踏まえ、本県においては、米の需給調整が引き続き重要であることに鑑み、全ての農業者が、協調して米の需給と価格の安定に向けての努力をすることを基本としつつ、地域自らの発想・戦略と地域の合意による「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特性に応じた水田農業を推進するとともに、平成30年産以降の民間主導による需給調整に向けた取組を進めることとする。

さらに、本県の水田農業の体質強化を進め、農業者の所得向上を図るため、収益性の高い園芸品目等の導入による経営の複合化、長野米の高付加価値化、ブランド化、徹底した生産コストの削減に係者が一体となって取り組むものとする。

2 具体的な推進方策

(1) 推進体制

県及び地域段階の農業再生協議会は、主食用米の他、飼料用米をはじめとした新規需要米、麦、大豆、そば等の畑作物も含めた生産数量目標の検討を行うとともに、その生産振興を図る。

(2) 水田フル活用ビジョンの推進

水田における作物の生産や、需要が期待できる非主食用米の作付け目標や導入する技術など、水田活用の取組方針を記載した「水田フル活用ビジョン」について、平成30年産以降の需給調整を見据え、地域の担い手の状況や振興作物の誘導方向、長野県産米の需給見通しなどの情報を参考に必要な見直しを行い、需要に応じた米づくり、収益性の高い地域振興作物や、戦略作物等の本作化による水田のフル活用を推進する。

(3) 需要に即応した米づくりの推進

ア 現在の厳しい需給状況を踏まえれば米の需給調整については、全ての農業者が協調して取り組む努力をしなければならないことから、地域協議会を中心とした農業者、農業者団体、行政のきめ細かな対応により、農業者の理解と協力のもとに各地域において生産数量目標に応じた生産が行われるよう

努めるものとし、生産数量目標の未達成の地域協議会においては、「行動計画」の策定を行い、これに沿った取組を行うものとする。

イ 適地適作への誘導と県内生産数量目標の100%活用を図るために、JAグループが主体となり、地域間調整に積極的に取り組む。

また、国において都道府県間調整が行われる場合は、引き受けを希望する地域で有効に活用できるよう調整を行う。

ウ 消費者・流通業者の評価や需給動向等の情報の収集・提供を通じ、自らの地域の米の需要動向を客観的に見極めた需要に即応した米づくりを推進する必要があることから、販売動向や価格動向等売れる米づくりに関する情報のより積極的な提供に努める。

エ 他産地との競争に打ち勝つ長野米の優位性を確保するため、長野県オリジナル品種「風さやか」の積極的な生産拡大や、胴割米・白未熟粒の発生防止対策の徹底、良食味米栽培の推進、直播栽培等における雑草稲対策の徹底等、低コスト生産技術の確立・普及による稲作の省力化・低コスト化を一層推進するとともに、米と麦、大豆等を組み合わせた穀物複合経営、米の有機栽培や化学肥料、農薬を削減した栽培など、地域特性を生かした米づくりを推進する。

(4) 安全・安心な米及び戦略作物等の生産推進

ア 生産段階における栽培履歴記帳の徹底及びGAPの取組、環境にやさしい米づくりの推進により、自然環境の保全、食品安全の確保、労働安全の確保を図ることで消費者の信頼確保につなげていく。

イ 原発事故に起因する放射性物質への対応については、本県における過去6か年の検査では全て不検出であり安全性が確認されているが、消費者の不安を払拭するため必要に応じて検査等を実施し、消費者に安全・安心な農産物の供給を推進する。

(5) 水田を活用した作物の生産対策

ア ブロックローテーションによる持続的な輪作体系に基づく水田営農や稲作経営と連携した飼料作物の作付けを推進するとともに、水田の有効活用に配慮しつつ、米と麦、大豆、そば等を組み合わせた土地利用型作物複合経営の育成に努め、水田の効率的な活用を図る。

イ 実需者の需要の掘り起こしと、実需者の求める品種や品質の高い麦、大豆、そば等の生産を推進する。

ウ 新規需要米（飼料用米、米粉用米、稲発酵粗飼料用稲等）については、地域における需要の掘り起こしと生産拡大を図り、非主食用米による生産調整手法の活用を進める。

また、国内での相当量の需要が見込まれる飼料用米については、耕種農家と畜産農家の双方のメリットを生かすため、地域内の流通を進めるとともに、全国流通に取り組むこととし、飼料用米推進研究会報告書（平成27年1月）に基づき、生産・流通の拡大を図る。

エ 備蓄米については、主食用米とは別枠で生産できることから、都道府県別優先枠の数量を基本としつつ積極的な取組を推進し、主食用米の需給調整を進める。

オ 米の販路を拡大するため、意欲ある農業者による米の輸出を促進する。

(6) 水田農業の構造政策と所得向上対策

ア 人・農地プランを踏まえて、地域の中心となる経営体へ農地の集積が円滑にできるよう、農地中間管理機構の積極的な活用等により、経営体の規模拡大等効率的な水田農業構造の実現に努めるとともに

に、水田農業経営体における、規模の拡大や園芸作物等の導入による経営の多角化、生産コストの低減技術の導入等の取組を推進し、所得の向上による経営安定を図る。

イ 水田フル活用ビジョンを策定する中で、地域の水田農業の担い手や農地の利用集積の目標等について、集落段階での話し合いと合意形成を行い、その実現に向けて地域の関係者が一体となった取組を推進する。

ウ 経営所得安定対策の一部の対策について、平成 27 年産から対象者が認定農業者・集落営農・認定新規就農者に限定されたことから、引き続き対象者となれるよう集落営農組織の育成等の取組を推進する。

エ 当面、地域の水田農業を担う十分な担い手の確保・育成が困難な地域等にあっては、実情に応じて集落を基礎とした生産組織、作業受託組織等の多様な担い手による生産体制の整備を図る。

(7) 経営所得安定対策の活用

米の生産数量目標に従った売れる米づくりや、水田を活用した戦略作物や地域振興作物の生産振興、畑地への麦、大豆、そば等の作付けなどにより、農業者の経営安定に向けた取組みを推進するため、県及び地域段階の農業再生協議会の関係者が連携し、販売農家、集落営農組織等に対してきめ細かな説明等を行うことで、経営所得安定対策の有効な活用を図る。

ア 米の直接支払交付金は、平成 29 年産まで継続されることから、米の生産数量目標に従い販売目的で生産する生産農家・集落営農が交付を受けられる制度として積極的に活用する。

イ 畑作物の直接支払交付金は、平成 27 年産から交付対象者が認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者などの担い手に限定されたことから、引き続き市町村や地域農業再生協議会と連携し、できるだけ多くの農業者が交付対象となるよう担い手への誘導を推進する。

ウ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策は、平成 27 年産から交付対象者が認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者などの担い手に限定されたことから、引き続き市町村や地域農業再生協議会と連携し、できるだけ多くの農業者が交付対象となるよう担い手への誘導を推進する。

エ 水田活用の直接支払交付金は、水田機能等を有効に活用し、戦略作物（麦、大豆、飼料作物、新規需要米等）及び地域振興作物（そば、野菜等）の作付拡大、産地づくりを進めるため、加算措置等を含めて積極的な活用を図るものとする。

オ 水田活用の直接支払交付金は、米の生産数量目標の達成を要件としていないことから、これまで生産調整に参加してこなかった生産者が行う主食用米の作付けを減らす取り組みに対しても積極的に活用を図るものとする。

カ 地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金を十分活用するものとする。

キ 今後、国において経営所得安定対策等の制度の見直しが行われた場合は、的確に対応する。

3 生産数量目標の算定について

平成 29 年産米の生産数量目標は、27 年度に策定した算定ルールにより算定する。

平成29年産における需要に応じた生産の推進について

「平成29年度の米政策の推進について（H28. 12. 14県再生協米・戦略作物部会）」に基づき、生産数量目標の達成に向け、需要に応じた生産を推進する。

平成29年産における需要に応じた生産の推進スケジュール

	スケジュール	参 考
12月	・ [12/16] 需要に応じた生産推進重点 キャラバン（農水省穀物課）	・ [12/14] 配分会議 ・ [12/19～22] の間に、県から市町 村へ生産数量目標を配分
1月	◆ [1/30] 平成29年水田農業経営所得 安定対策等推進研修会の開催	
2月	◆ [2/13, 16, 20, 24, 28] 未達成協議会における行動計画の 策定と地域巡回の実施（7協議会） 大規模稲作農家等への個別巡回（7 協議会からの依頼を踏まえて実施）	
3月	・ [3/13] H29生産調整に関する意見交 換（農政局生産部長） ◆ [3/17] 重点JAへの巡回（2JA） ◆ [3/下] 米政策の推進啓発チラシの 作成・配布	・ [3/22] 県再生協総会
4月		・ [4/26] 米政策等担当者会議
5月	◆ 行動計画に基づく取組状況の把握 （提出期限5/10、7協議会）	[5/下] 県再生協総会 [5/下] 水田フル活用ビジョン承認申請
6月		[6/15] 生産数量目標等の修正後報 告 [6/30] 交付申請書、営農計画書等提 出期限

平成30年産以降の米政策の推進について

平成28年12月14日

長野県農業再生協議会

I 基本的な考え方

米の需要量は、食生活の多様化や少子高齢化などにより年々減少し、国の需要見通しでは、引き続き全国で毎年8万t（全国平均単収(531kg)換算で約15,000haに相当）の需要が縮小するとされており、米の需給を均衡させ、米価の大幅な下落を防ぐためには、引き続き全国が連携して主食用米の需要に見合った適正生産を的確に推進することが必要となっている。

このため、国は、平成30年産以降も需要に応じた生産を推進するため、引き続き、「水田活用の直接支払交付金」や、「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」による支援を継続することとしているが、生産数量目標の配分は廃止し、行政が示す生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって生産が行えるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むものとしている。

本県においても、国の方針を踏まえ、引き続き、農業再生協議会を中心に、協議会の構成員（県、市町村、JAグループ、集荷業者ほか関係機関・団体）が、密接な連携と適切な役割分担のもと、需要に見合った主食用米の需給調整に一丸となって取り組むものとする。

さらに、本県の水田農業の体質強化を進め、農業者の所得向上を図るため、収益性の高い園芸品目等の導入による経営の複合化、長野米の高付加価値化、ブランド化、徹底した生産コストの削減に関係者が一体となって取り組むものとする。

II 対応方向

1 主食用米の需要に見合った適正生産及び水田フル活用の推進

(1) 推進体制

県、市町村、JAグループ、集荷業者等を構成員とする県段階及び地域段階の農業再生協議会が引き続き中心となって需要に見合った適正生産等を推進する。

(2) 推進方法

① 県協議会

県協議会は、主食用米の需要に見合った適正生産に向け、地域協議会に全国的な需要動向等を踏まえた「主食用米の生産数量目安値」（以下、目安値という。）を提示する。

② 地域協議会

ア 生産ビジョンの策定

地域協議会は、構成機関・団体の連携を密にして、国で検討されている「水田活用の直接支払交付金」などの支援措置を最大限に活用しながら、主食用米の需要に見合った適正生産、新規需要米を含めた水田のフル活用、経営体の所得確保を推進するため、県協議会から提示される目安値等を踏まえ、地域の生産ビジョンを策定し、その実現に向けた取組を推進する。

イ 生産者への「目安値」の提示と情報提供

地域協議会は、生産ビジョンを具現化するため、認定方針作成者等を通じ、生産者へ「目安値」を提示するとともに、制度の見直しに伴う誤解や混乱が生じないように、米の需給情勢や、主食用米の需要に見合った適正生産の必要性について丁寧な情報提供を行う。

2 水田農業の体質強化

(1) 水田経営の複合化の推進

地域に適した加工・業務用野菜などの作付け誘導を進め、収益性の高い園芸品目などの産地化を図る「主食用米＋α」の取組を推進し、複合的で収益性の高い生産構造への転換を加速する。

〔取組方向〕

- ①地域に適した収益性の高い園芸品目等への作付け誘導
- ②麦・大豆・そば等との組み合わせ、2年3作等の普及推進
- ③多収品種を用いた飼料用米等の作付け拡大 など

(2) オリジナル品種ブランド化・長野米の更なるイメージアップ

風さやかかのブランド化や特別栽培米などのこだわりの米の生産を進めるとともに、基本技術の再徹底などによる実需者・消費者に選ばれる高品質な米生産を進め、長野米の高付加価値化と、更なるイメージアップを図る

〔取組方向〕

- ①県オリジナル品種（米・麦・大豆・そば）のブランド化と、実需者ニーズに応じた作付け推進・生産拡大
- ②特別栽培等こだわり栽培による米の高付加価値化の推進
- ③1等米比率全国1位の維持・向上
- ④食味の向上・安定と収量のバランスがとれた栽培の徹底
- ⑤観光業との密接な連携による県オリジナル品種のインバウンド消費の増進 など

(3) 徹底したコストの削減

ICTを活用した効率的生産体系システムの構築・普及、省力化技術の導入、環境にやさしい農業の推進による肥料・農薬の使用量削減などにより、徹底した生産コストの削減を進め、収益力の向上を図る。

〔取組方向〕

- ①ICTを活用した経営のムダ・ムラ等の洗い出しと経営改善の促進
- ②肥料・農薬等の生産資材の見直しによる生産費の削減
- ③作業の効率化・移動時間の短縮に向けたほ場の集約化 など

3 今後の対応

経営体の所得向上に向けて、これらの取組を加速させるため、関係機関・団体が連携して検討を進め、具体的な取組内容や対応（案）などについて、平成29年9月を目途に提示する。

平成29年度長野県農業再生協議会(担い手・農地部会)活動方針

平成29年3月14日

長野県農業再生協議会 担い手・農地部会

1 はじめに

農業・農村を取り巻く状況は、担い手不足の深刻化や高齢化の進展、農業生産力・集落機能の低下、遊休農地の増加等、多くの課題に直面している。一方で、安全・安心な食料の供給や農村環境の維持・保全などへの期待は高まり、地域農業を担う中心経営体の確保・育成と農地利用の効率化・高度化による農業生産構造の立て直しが喫緊の課題となっている。

政府は、平成25年12月10日「農林水産業・地域の活力創造プラン」を公表し、①国内外の需要（需要フロンティア）の拡大、②需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖（バリューチェーン）の構築など収入増大の取組みを推進するとともに、農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの生産コスト削減の取組みや、経営所得安定対策と米の生産調整の見直しなどの③生産現場の強化、併せて、高齢化が進む農村を、構造改革を後押ししつつ将来世代に継承するための④農村の多面的機能の維持・発揮を図る取組みを進めることを基本的な考え方とする農業・農村政策の転換方針を示した。また平成28年11月に農業競争力強化プログラム等を決定し、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決し、更なる農家の競争力強化を実現するとしている。

長野県では、平成25年度から「第2期長野県食と農業農村振興計画」（以下「第2期計画」という。）に沿って、「夢をかなえ人を結ぶ信州の農業・農村」の実現に向け、「夢に挑戦する農業」と「皆が暮らしたい農村」を基本方針として取組みを進めており、国が目指すベクトルと同様に、担い手経営体（以下、「担い手」という。）への農地の利用集積や、企業的農業経営体の育成、農業の高付加価値化・6次産業化などを推進してきた。世界情勢は環太平洋経済連携協定（TPP）の締結が米国の離脱により先行きが不透明な状況となり、米国との2国間の自由貿易協定（FTA）交渉の提案や、日本と欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）交渉など、引き続き予断を許さない状況である。引続き政府の動向を注視しながら、それらに対応できる農業生産力の基盤づくりと今後の発展に向けた取組みが必要である。

このため当協議会では、市町村や関係機関と一層連携し、高い技術と経営力を持った企業的感覚を備えた経営体の育成や意欲ある担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地の再生・活用等を推進するとともに、経営所得安定対策や日本型直接支払制度などの施策への取組みを促進し、地域農業の構造改革を進めていくものとする。

2 地域農業の持続的発展に向けた活動方針

(1) 基本的な考え方

地域の農業・農地の担い手の経営形態が多様化する中で、集落等における徹底的な話し合いを通じ、担い手と農地の将来ビジョンを明確にし、「人・農地プラン」（以下、「プラン」という。）に位置付けた上で、効率的かつ持続的に農業を展開するための地域営農の体制づくりを推進する。

この営農体制の中核となる認定農業者や集落営農組織などの担い手の確保・育成を図るとともに、経営管理能力の向上・経営基盤の強化を進め、経営の複合化・多角化に取り組むなど企業的農業経営を実践できる法人経営体を育成する。

併せて、(公財)長野県農業開発公社（長野県農地中間管理機構）（以下、「公社（機構）」という。）を活用した担い手への農地の利用集積・集約化や、多様な取組主体が参画する遊休農地の解消対策を推進し、農用地の有効活用を図る。

また、個別農家の農業生産力が低下している地域における集落営農組織の育成を支援する

とともに、経営規模等を拡大する担い手や高齢化が進む集落営農組織、日本型直接支払制度への取組主体などに対する労力の補完体制の検討を進め、地域営農の維持・発展を図る。

(2) 人・農地プランの作成推進

第2期計画を着実に実行するため、プランの作成と見直し、及びその取組みを推進する。

ア 県、市町村、JA等と連携し、地域の課題の共有やその解決に向けた提案などにより、地域・集落等に対して実践的な活動を行い、実効性の高いプランの作成と関連施策の有効活用を支援する。

イ 適切な話し合いに基づくプランの検討・実践に意欲の高い市町村に対しては、地方事務所支援チーム等と連携し、プラン実現のため積極的な支援を行う。

(3) 認定農業者、認定新規就農者の確保・育成

地域農業を担う効率的・安定的な経営体として、市町村が認定を行っている認定農業者及び認定新規就農者の確保・育成を推進する。

ア 経営所得安定対策のメリットを最大限享受するため、市町村営農支援センター（地域農業再生協議会）、農業改良普及センター等と連携し、認定農業者及び認定新規就農者の確保・育成を促進する。具体的には、専門アドバイザー等の派遣を通じた農業経営改善計画の作成支援、経営改善に関する指導・助言などの活動を推進する。

イ 認定農業者等の収益性等を高めるため、市町村や関係機関と連携し、農地中間管理事業を柱に農地の利用集積・集約化を推進する。

ウ 認定農業者等の経営基盤を強化するため、経営体育成支援事業や農業金融制度資金、農業経営基盤強化準備金制度等を有効に活用し、農業生産施設・機械等の整備を支援する。

エ 企業の農業経営体への発展を促進するため、経営管理能力向上セミナーの開催や農業経営コンサルタント等（以下、「コンサルタント等」という。）による経営分析・診断等により経営改善を支援するとともに、雇用の拡大等を伴う経営規模の拡大や経営の多角化を目指す経営体の法人化を強力に推進する。

オ 認定新規就農者の経営展開を構成機関が連携して支援し、認定農業者への発展を図る。

(4) 集落営農組織の経営安定と法人化の推進

既存組織の経営安定と任意組織の法人化を推進するとともに、担い手が不足する中山間地域等における集落営農の組織化を促進する。組織内で役員の高齢化などにより組織再編の必要性が生じている場合は、プランの作成・見直しを推進する中で、地域の実情に即した組織のあり方の再検討を促進する。

また、集落営農が経営所得安定対策の対象となるには、「組織規約」及び「共同販売経理」が要件であることから、農地利用の実態に応じて施策対応型の集落営農の組織化を促進する。なお、「法人化への取組み」等については市町村が確認することとなるため、各集落営農組織が法人化に向け明確なビジョンを持てるよう研修会の開催やコンサルタント等の派遣等の支援を行う。

ア 集落営農組織の経理担当者等を対象に研修会を開催し、経営の改善や法人化を支援する。

イ コンサルタント等の派遣による個別相談や経営診断を通じて、集落営農組織の経営管理能力の向上を支援し、複合化・多角化・法人化等を推進する。

ウ 農業経営力向上支援事業や経営体育成支援事業等の施策を活用し、法人化・組織化の推進や機械・施設の整備を支援する。

(5) 法人化等経営発展の推進

経営実態に応じた農業経営の法人化等を推進し、担い手の効率的かつ安定的な経営発展を図る。

- ア 研修会の開催、コンサルタント等による個別指導・相談活動を通じ経営管理能力の向上を図り、農業経営の法人化や6次産業化等による経営の複合化・多角化を支援する。
- イ 関係団体と連携し、法人化を目指す経営感覚に優れた経営体を育成するとともに、新規就農希望者の法人への就業や農業研修の受入れ等を推進する。

(6) 農地の利用集積等の促進

安定的な食料の生産や農業の体質強化を図るため、認定農業者、集落営農組織等の担い手へと農地の利用集積・集約化を促進し、効率的・安定的な経営体为本県の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を進める。

- ア 公社（機構）が行う農地中間管理事業を積極的に支援するとともに、利用権設定等促進事業や農地利用集積円滑化事業の活用を推進し、農地の利用集積・集約化による農業生産性の向上等を図る。
- イ 公社（機構）、農地利用集積円滑化団体及び各市町村農業委員会との連携・協調体制の強化を支援し、地域及び農業者が機構集積協力金等の支援施策を十分に活用できるよう制度の周知を進めることで、農地の利用集積を促進する。
- ウ プランの作成・見直しにあたっては、地方事務所段階の支援チームと連携し、市町村の取り組みや地域における話し合いを通じて、担い手への農地の集積・集約化を推進する。
- エ 長野県農業会議に設置されている長野県農地情報管理センターや公社（機構）と連携し、農地流動化情報や貸し手、借り手に対する終期情報を市町村等と共有することで、担い手への効果的な農用地利用調整活動を推進する。
- オ 市町村農業委員会が行うあっせん活動や公社（機構）等による農地の出し手・受け手の掘り起こし活動等を支援する。

(7) 農地の遊休化防止と遊休農地の再生活用の推進

農業関係団体・機関と連携し、発生防止と再生活用を推進する。

再生を加速させるため、「誰が」「何を作り」「どのように販売するか」を見据えた計画に基づく活用を促進する。

- ア 「遊休農地解消月間」の設定や優良事例表彰、遊休農地活用シンポジウムの開催等により、発生防止と再生活用を啓発する。
- イ 農地の有効利用に向け、プランの話し合いを通して発生防止や再生活用のための合意形成を進める。
- ウ 市町村における遊休農地の解消計画の実践に向けて、「荒廃農地等利活用促進交付金」等の活用を推進し、農業者や市町村等が行う抜根・整地、土壌改良等の遊休農地の復旧・条件整備を支援する。
- エ 消費者等の参画を得て、食育の推進や地域活性化などにつながる遊休農地の活用・解消運動を関係機関と連携して進める。
- オ 地域合意のもと、広域展開する農業法人や一般企業などの多様な担い手と遊休農地とのマッチングを推進する。
- カ 中山間地域における遊休農地等の発生防止の観点から、中山間地域等直接支払制度の活用を促進する。

(8) 地域営農の仕組みづくりの推進

地域の実情に応じ、意欲ある担い手と兼業農家や高齢農家、また、一般企業や定年帰農者などが相互に補完し合い、持続的に農業生産や地域活動が行える仕組みづくりを推進する。

ア 関係機関・団体と連携して、市町村営農支援センター（地域農業再生協議会）の巡回相談等を実施し、地域内の農地・農作業の利用調整に関する合意形成活動等の促進や企画・調整機能の充実を支援し、市町村における地域営農の仕組みづくりに向けた取組みを推進する。

イ 水田を中心とした地域においては、認定農業者や集落営農組織の育成と農地の利用集積、園芸作物を中心とした地域においては、労働力補完体制の整備など、それぞれの地域の実情や課題に対応した取組みを推進する。

ウ 農地の有効利用と農業生産力の維持を図るため、担い手が不足する地域では、市町村が出資する第3セクターや農業協同組合が出資する農業法人等が地域営農を補完する取組みや、農業への新規参入による多様な担い手を確保するための取組みなどを促進する。

エ 女性農業者の事業発展活動への支援や、一般企業等の農業参入を促進するためのセミナー等を実施する。

オ 今後不足することが見込まれている労働力の実態や課題等の調査・分析等の取組みを推進する。

3 第2期長野県食と農業農村振興計画等における目標指標

年 度 項 目	現状 (基準年:H22)	平成 29 年度 (目標年)	平成 35 年度
企業の農業経営体へ促す 経営体数	7,939 経営体	9,000 経営体	
認定農業者	6,899 経営体	7,000 経営体	
市町村基本構想 水準到達者	1,040 経営体	2,000 経営体	
農業法人数	758 法人	(900 法人) ※2 960 法人	※3 2,373 法人
集落営農組織数※1	212 組織	(250 組織) ※2 285 組織	
担い手への利用集積面積	43,628 ha	58,000 ha	※4 70,500ha
利用集積率	39 %	53 %	※4 68%
遊休農地の解消面積	393 ha/年	600 ha/年	

※1 集落営農組織数については、土地利用調整や機械利用調整のみの組織は除き、営農活動がある集落営農組織の数（県独自調査による）とした

※2 農業法人数と集落営農組織数の平成29年度目標値については、平成27年度実績を踏まえ、第2期計画目標値を上回る目標値を設定した

※3 平成27年7月16日付けで、農林水産省経営局経営政策課から長野県に示された目標の目安値。次期長野県食と農業農村振興計画（目標年 平成34年）が示されるまでの間、当協議会においても当面の目標値とする

※4 平成26年3月31日に県が示した「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」の目標値であり、当協議会においても目標値とする

平成 29 年度長野県農業再生協議会 (中山間地農業振興部会) 活動計画 (案)

1 基本方針

中山間地の農業は、農業者の高齢化や人口減少が進む中においても、国民に安定的に食料を供給する食料生産の場と、国土保全や水源の涵養など多面的機能の発揮の場として重要な位置を占めている。

また、都市住民などの生活観・価値観の多様化から、農村へ移り住みたいという「田園回帰」や「定年帰農」など非農家の農業・農村に対する関心が高まっている。

一方、担い手不足など「人の課題」、それに起因する遊休農地の増加、野生鳥獣被害の発生など「生産面の課題」、加えて、これまで行われてきた農道の共同管理活動が低下するなどの「農村の課題」が山積しており、それぞれの課題が複雑に絡み合っている現状にある。

このため、地域の様々な資源を活かし、磨き上げ、創意工夫をこらして自発的に活性化に取り組む地域に対し、県や市町村、ＪＡグループ、土地改良区などの関係機関・団体が連携して、濃密かつ戦略的な支援を行う。

2 活動内容

(1) 市町村の将来ビジョンに関する支援

農業者や地域住民の意向を踏まえて中山間地の農業振興に向けた自発的な取組の「道しるべ」となる将来ビジョンを市町村が策定するにあたり、協力・助言と、将来ビジョンの実効確保に向けて各種事業の活用促進などの支援

(2) 地域別農業振興計画に関する支援

地域振興局単位に策定する地域別農業振興計画について、地域実情を捉えて、早期に効果が発揮される仕組みや内容の検討と、支援事業の進捗等を踏まえた計画の評価

(3) 横断的な課題に対する検討

農村地域の活性化や暮らし支援など様々な課題に対し、農業分野としての関わり方などの検討

第4号議案

平成29年度一般会計収支予算書(案)

自 平成29年4月 1日
至 平成30年3月31日

収入総額 18,229,000 円
支出総額 18,229,000 円
差引残額 0 円

1 収入の部

(単位:円)

科目	平成29年度 当初予算額	平成28年度 当初予算額	増減	備考
1 補助金	15,152,000	15,148,000	4,000	
2 委託金	1,602,000	1,700,000	△ 98,000	
3 繰越金	1,475,000	1,297,000	178,000	
収入計	18,229,000	18,145,000	84,000	

2 支出の部

(単位:円)

科目	平成29年度 当初予算額	平成28年度 当初予算額	増減	備考
米・戦略作物部会	5,841,000	5,995,000	△ 154,000	
担い手・農地部会	12,388,000	12,150,000	238,000	
支出計	18,229,000	18,145,000	84,000	

※ 各部会会計(案)の詳細は、別紙のとおり

一般会計収支予算関係「米・戦略作物部会 会計」

平成29年度収支予算書(案)

自 平成29年4月 1日
至 平成30年3月31日

収入総額 5,841,000 円
支出総額 5,841,000 円
差引残額 0 円

1 収入の部

(単位:円)

科目	平成29年度 当初予算額	平成28年度 当初予算額	増減	備考
補助金	4,441,000	4,795,000	△ 354,000	
平成29年度 経営所得安定対策推進事業補助 金	4,441,000	4,795,000	△ 354,000	
繰越金	1,400,000	1,200,000	200,000	
平成28年度 経営所得安定対策推進事業の額 の確定に伴う繰越金	1,400,000	1,200,000	200,000	
合 計	5,841,000	5,995,000	△ 154,000	

2 支出の部

(単位:円)

科目	平成29年度 当初予算額	平成28年度 当初予算額	増減	備考
経営所得安定対策推進事業補助金	4,441,000	4,795,000	△ 354,000	
県協議会事務費	4,441,000	4,795,000	△ 354,000	
国庫返還金	1,400,000	1,200,000	200,000	
平成28年度 経営所得安定対策推進事業の額 の確定に伴う返還金	1,400,000	1,200,000	200,000	
合 計	5,841,000	5,995,000	△ 154,000	

附帯決議事項

過去に行った補助事業について、残余金等が生じた場合は、国の指示に基づき速やかにその額を国に返還するものとする。

(担い手・農地部会 一般会計)

平成29年度 収 支 予 算 書 (案)

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

収入総額 12,388,000 円

支出総額 12,388,000 円

差引残額 0 円

1 収入の部

(単位:円)

科 目			平成29年度 当初予算額	平成28年度 当初予算額	増 減	説 明
款	項	目				
1. 補助金			10,711,000	10,353,000	358,000	
	1. 地域営農基盤強化総合対策事業		9,668,000	9,310,000	358,000	
		1. 担い手育成総合対策事業補助金	9,668,000	9,310,000	358,000	地域営農基盤強化総合対策事業(県補助金)
	2. 農業リーダー育成事業		1,043,000	1,043,000	0	
		1. 若手女性農業者連携活動支援事業補助金	1,043,000	1,043,000	0	農業リーダー育成事業(県補助金)
2. 委託金			1,602,000	1,700,000	△ 98,000	
	1. 経営所得安定対策費	1. 積立金管理事務委託費	820,000	560,000	260,000	収入減少影響緩和交付金管理事務費(国庫委託費)
	2. 担い手育成総合支援事業	1. 農業経営法人化等支援業務委託費	782,000	1,140,000	△ 358,000	担い手育成総合支援事業(国補事業県委託費)
3. 繰越金			75,000	97,000	△ 22,000	
	1. 繰越金	1. 繰越金	75,000	97,000	△ 22,000	前年度繰越金
合	計		12,388,000	12,150,000	238,000	

2 支出の部

(単位:円)

科 目			平成29年度 当初予算額	平成28年度 当初予算額	増 減	説 明
款	項	目				
1. 担い手・農地対策事業費			4,748,000	4,741,000	7,000	
	1. 担い手育成総合支援事業費	1. 担い手育成総合支援活動費	2,923,000	2,558,000	365,000	農業経営コンサルタント派遣、農業参入セミナー、女性農業経営者等の経営向上支援、担い手情報発行ほか(県補助事業)
		2. 農業経営法人化等支援事業費	782,000	1,140,000	△ 358,000	農業経営管理能力向上セミナー、集落営農経営発展支援研修会、農業経営コンサルタント派遣ほか(県委託事業)
	2. 農業リーダー育成事業	1. 若手女性農業者連携活動支援事業補助金	1,043,000	1,043,000	0	若手女性農業者連携活動支援事業補助金(県補助事業)
2. 経営構造対策事業費			6,745,000	6,752,000	△ 7,000	
	1. 経営構造対策事業費	1. 経営構造対策事業費	6,745,000	6,752,000	△ 7,000	経営構造コンダクターの設置、専門アドバイザー派遣、経営構造対策推進支援活動(県補助事業)
3. 経営所得安定対策事業費			820,000	560,000	260,000	
	1. 資金管理費	1. 資金管理事務費	820,000	560,000	260,000	収入減少影響緩和交付金管理事務費(国委託費)
4. 雑支出			75,000	97,000	△ 22,000	
	1. 雑支出	1. 雑支出	75,000	97,000	△ 22,000	借入利息等
合	計		12,388,000	12,150,000	238,000	

(耕作放棄地再生利用対策交付金 特別会計)

平成29年度 特別会計収支予算書(案)

自 平成29年4月 1日
至 平成30年3月31日

収入総額 540,000 円
支出総額 540,000 円
差引残額 0 円

1 収入の部

(単位:円)

科 目		平成29年度 当初予算額	平成28年度 補正後予算額	増 減	説 明
款	項				
1 耕作放棄地 再生利用対策 交付金(基金)	1 繰越金	540,000	18,720,000	△ 18,180,000	28年度基金残額
2 耕作放棄地 再生利用緊急 対策助成金	1 助成金	0	32,978,000	△ 32,978,000	
	2 繰越金	0	399,000	△ 399,000	
合 計		540,000	51,698,000	△ 51,158,000	

2 支出の部

(単位:円)

科 目		平成29年度 当初予算額	平成28年度 補正後予算額	増 減	説 明
款	項				
1 耕作放棄地 再生利用対策 交付金(基金)		540,000	18,720,000	△ 18,180,000	
	1 再生利 用対策費	0	17,520,000	△ 17,520,000	
	2 附帯事 業費	540,000	1,200,000	△ 660,000	県協議会
2 耕作放棄地 再生利用緊急 対策助成金		0	32,978,000	△ 32,978,000	
	1 再生利 用対策助 成金	0	32,078,000	△ 32,078,000	
	2 附帯事 業費	0	900,000	△ 900,000	
	3 国返納 金	0	399,000	△ 399,000	
合 計		540,000	51,698,000	△ 51,158,000	

第5号議案

平成29年度 担い手・農地部会の借入金の最高限度額及び借入先の承認について

1 借入金最高限度額

金 5,000,000円

2 借入先

長野県信用農業協同組合連合会

